50

平成28年度 シティセールス海外プロモーション支援補助金 評価表 NO.

·							
所管部課名	観光・シティセールス課担当者中村年男						
事務事業名	セールスプロモーション費						
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市補助金等交付規則						
補助経過年数	1年以上5年	以下					
平成28年度	国県支出金 一般財派			財源 その作			その他の内容
予算額	300 千円	千円		千円	千円		
		指標名			票値		目標年度
成果指標①	PR回数			3 目	以上	平原	战33年度
成果指標②	PR対象者数 10万人以上 平成33年度						
補助対象者	薩摩川内市を拠点として活動する団体等						
補助対象経費	海外渡航に係る経費(旅費宿泊費等)						
補助対象事 業・活動の内 容	薩摩川内市の認知度向上に貢献するもの						
	分類 口運	営補助のみ ■事業補	輔助のみ □	運営補助と	事業補助 <i>σ</i>)両方	□その他
補助金額又は 補助率	予算で定める額以内とし、一件あたり上限10万円とする。						
上記項目の 積算方法	予算に定められた範囲内。						

槓昇力法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
			項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	以 日		坦	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合 (%)
		自己	已資金	0		5, 000, 000	98. 0%	136, 432	57. 7%
			会費収入				0. 0%		0. 0%
補助を受法			事業収入			100, 000			0. 0%
助	収		寄付金・その他助成			4, 900, 000	96. 1%	136, 432	57. 7%
過を	入	市補	助金			100, 000	2. 0%	100, 000	42. 3%
女 文							0. 0%		0. 0%
3 け		(育	1年度繰越金)				0. 0%		0. 0%
在事			計	0		5, 100, 000		236, 432	100. 0%
年事の業		事業				5, 100, 000	100. 0%	236, 432	100. 0%
決へ			上費				0. 0%		0. 0%
算団 状体)		その)他事務費				0. 0%		0. 0%
状体	支						0. 0%		0. 0%
況	出						0. 0%		0. 0%
等							0. 0%		0. 0%
の		(꿒	2年度繰越金)				0. 0%		0. 0%
			計	0		5, 100, 000	100. 0%	236, 432	100. 0%
	支出計/前年度支出計							4. 6%	
	自己資金/前年度自己資金							2. 7%	
	翌年度繰越金/市補助金					0. 0%		0. 0%	
	交付件数				1件		1		
	成果指標の推移①				3日(数回のス		9日間		
	成果指標の推移②					約26万	5人	数万。	人
-1-4-			T 4 1 / TT 4 5						

記 すべ き事

項 等

【前回評価】なし(平成26年度創設) 【今年度の改善点】補助金の利用促進 【事業のPR方法】HP・FB等での情報発信

【費用対効果】補助額からすると効果は大である

〈補助	1金の視点別評価〉 【主		価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体 等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市 民の福祉の向上及び利益の増進に寄与してい る。	A	インバウンド対応に向けたプロモーションの一つであり、入り込み客が増えることで、市への経済効果向上 に貢献するもの。
	次のいずれかに該当するものである。		海外プロモーションに向けた取り組みとしての補助と しては、必要である。
必要性	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。	Α	
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
効	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに 合致しており、かつ、その目標・成果の達成に 向けて、適切な効果を生じている。(その目 標・成果を測るための適当な効果指標の設定が なされている。)	Α	海外でのプロモーションとして、PR回数(日数)や観客数など、効果的な設定がなされている。
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	事業実施にむけた取り組みとして、協賛を募る方法もある。 取り組んでいる団体もあるが、自己負担が大きいところである。
\-	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって 積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に 照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなってい ない。(交付要綱の補助基準)	В	事業費との割合をみても概ね妥当である。
格 性 及	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業実施する団体等に交付するものであり、特定の団 体等のみではないため、半永続的・固定的とはならな い。
び妥当性	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の 状況においても一定の公益性が認められる。	A	海外での活動のみに限っての制度である。 国内においては、自主活動をおこなっている状況である。
119	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、 又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段 であると明確に認められる。	В	事業内容等においても、補助金等の交付が妥当と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	著しく妥当性を欠くものとはなっていない。
〈補助	団金の見直し結果〉 ≪今後の改革の方向性≫		〃·뭐 上 마 큐 / 프 \
			≪視点別評価≫
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い
	□見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い
	│⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 │		有効性 ⇒ □高い □低い
内	□補助内容の改善 □縮小 □移管		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
部	口休止	t-il	≪今後の改革の方向性≫
評価	□廃止 ≪上記方向の理由≫	外部	口見ましのよる総体
	〜	評	□見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合
次	は必要と思われる。	価 結	
		果	□補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止
結果			□廃止
			≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくため		
	の手段・計画≫ 海外でプロモーション活動が行える団体等の掘り起こし等		

シティセールス海外プロモーション支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則 第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。) を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱(平成24年薩摩川内市告示第204号)第2条の表に掲げるシティセールス海外プロモーション支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海外において、本市の認知度向上及び遠征団体の経費負担軽減を目的と する。

(補助事業等の要件)

- 第3条 補助金に係る補助事業等は、次に定める要件を満たすものでなければな らない。
 - (1) 薩摩川内市を拠点として活動する団体等であること。
 - (2) 薩摩川内市の認知度向上に貢献するものであること。
 - (3) イベント (スポーツイベント・海外研修を除く) へ出演するものであること。
 - (4) 本補助金以外に市から補助または助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とし、1件あたり上限10万円とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金は、次に掲げる経費について交付する。
 - (1) 海外渡航に係る経費 (旅費宿泊費等)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業 実施前とする。 (交付の基準)

- 第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これ を行わない。
 - (1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業実施が確認できる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

- 第9条 補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ 当該各号に定める額を返納し精算するものとする。
 - (1) 災害、事故等により事業が実施できなかった場合
 - (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額のうち、対象外経費分

(効果の測定)

第10条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果)は、プロモーション に係るPR回数及びPR対象者数等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の推進に積極 的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。